

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和 2 年 1 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	商業統計動態調査	2
	法人企業統計調査	6
	科学技術研究調査	8
	住宅・土地統計調査	11
	石油製品需給動態統計調査	14
	学校基本調査	15
2	一般統計調査の承認	18
3	一般統計調査に係る中止通知の受理	19
4	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	20
	(2) 変更	22

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R2. 1. 6	商業動態統計調査	経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室
R2. 1. 14	法人企業統計調査	財務省 財務総合政策研究所 調査統計部
R2. 1. 20	科学技術研究調査	総務省 統計調査局 経済統計課
R2. 1. 20	住宅・土地統計調査	総務省 統計調査局 国勢統計課
R2. 1. 23	石油製品需給動態統計調査	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課
R2. 1. 30	学校基本調査	文部科学省 総合教育政策局 調査企画課

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	商業動態統計調査
承認年月日	令和2年1月6日
実施機関	経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室
目的	本調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的とする。
沿革	<p>本調査は、商業活動の動きを明らかにし、景気観測、その他経済施策上の有効な基礎資料とすることを目的として、昭和28年6月に調査が開始された。</p> <p>調査開始当時は3か月ごとの四半期調査（調査項目は月別商品販売額、期末商品手持額など）であったが、昭和34年10月からは、早期公表を図るため、販売額については毎月調査することに改まった。また、昭和46年7月からは、近年著しい発展をとげているチェーンストア、スーパーマーケット等の大型小売店（百貨店販売統計で調査していたものを除く）の動向を明らかにするために、商業動態統計と百貨店販売統計とを再集計して大型小売店販売統計を毎月発表した。</p> <p>昭和53年7月からは、調査事項、調査方法、標本設計等について大幅な改正が行われ、この際、調査対象に百貨店を含めることとしたため、百貨店販売統計（指定統計第34号）調査は、昭和53年6月限りで中止となった。このほか、平成11年4月からは、百貨店、総合スーパーと並ぶ主要な業態に成長し、近年著しく売上高が伸長しているコンビニエンスストアの販売動向をよりの確にとらえるため、新たに調査票丁（コンビニエンスストア用）が追加された。</p> <p>平成12年7月からは、新世代統計システムへの対応を行い、インターネットを活用したオンラインでの申告が開始された。平成14年7月からは、本社等の特定の事業所が他の調査対象事業所分を取りまとめて申告する、いわゆる「一括調査方法」が取り入れられた。</p> <p>平成27年7月からは、調査票丁に家電大型専門店等3業態を追加するとともに、都道府県別に販売額を把握することとした。</p> <p>令和2年3月からは、民間事業者の活用範囲の拡大等による調査系統の見直しや母集団情報の更新による報告者数の変更、POSデータ等を用いた報告の追加（丁2調査のみ）等を行うこととした。</p>
調査票の構成	1-甲調査票 2-乙調査票 3-丙調査票 4-丁1調査票 5-丁2調査票 6-丁3調査票 7-丁4調査票
公表備考	インターネット（商業動態統計速報：調査月の翌月下旬、商業動態統計月報：調査月の翌々月中旬） 1 今回の承認は、令和2年3月分調査以降の調査についての変更承認 2 主な承認内容は、調査方法・報告者等の変更等
調査票 - 1	甲調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<ul style="list-style-type: none"> 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年10月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類50-各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。 日本標準産業分類に掲げる「中分類51-繊維・衣服等卸売業」から「中分類55-その他の卸売業（「細分類5598-代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所のうち従業者200人以上のもの。
客体数／母集団数	約900事業所
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。

調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 従業者数、4. 商品販売額、5. 商品手持額、6. 法人番号
調査票－2	乙調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所（甲調査票に該当する事業所を除く。）。 ・ 日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（丙調査票に該当する事業所及び丁調査票に該当する企業の傘下事業所を除く。）。
客体数／母集団数	約18,400事業所
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 従業者数、4. 商品販売額、5. 法人番号
調査票－3	丙調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類60－その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（丁調査票に該当する企業の傘下事業所を除く。）であって、次の条件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本標準産業分類に掲げる「小分類561－百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積のもの <ul style="list-style-type: none"> i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上 ii) 前記i)以外の地域については1,500㎡以上 ・ 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの
客体数／母集団数	約6,000事業所
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、営業日数、商品販売額、商品券販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 売場面積、4. 従業者数、5. 営業日数、6. 商品販売額、7. 商品券販売額、8. 商品手持額、9. 法人番号

調査票－４	丁１調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「細分類 5891－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む）を 500 店舗以上有する企業
客体数／母集団数	約 10 企業
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの 1 か月間によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の 15 日
調査事項	1. 企業名、2. 所在地、3. 商品販売額、4. サービス売上高、5. 店舗数、6. 法人番号
調査票－５	丁２調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「細分類 5931－電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類 5932－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）で売場面積が 500 m ² 以上の家電専門店を 10 店舗以上有する企業
客体数／母集団数	約 20 企業
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの 1 か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の 15 日
調査事項	1. 企業名、2. 所在地、3. 商品販売額、4. 店舗数、5. 商品手持額、6. 法人番号
調査票－６	丁３調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「細分類 6031－ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）を 50 店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が 100 億円以上の企業。
客体数／母集団数	約 70 企業
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの 1 か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。
調査組織	経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の 15 日
調査事項	1. 企業名、2. 所在地、3. 商品販売額、4. 店舗数、5. 商品手持額、6. 法人番号

調査票 - 7	丁4調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる「細分類 6091-ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。
客体数／母集団数	約50企業
選定方法	無作為抽出・有意抽出
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎月末日現在 ただし、商品販売額は、月初めから月末までの1か月間、商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。
調査組織	経済産業省-民間事業者-報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月翌月の15日
調査事項	1. 企業名、2. 所在地、3. 商品販売額、4. 店舗数、5. 商品手持額、6. 法人番号

【 調 査 名 】	法人企業統計調査
承認年月日	令和2年1月14日
実施機関	財務省財務総合政策研究所調査統計部
目的	本調査は、法人企業統計を作成するために行う調査であり、わが国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的とする。
沿革	本調査は、昭和23年から全営利法人（金融業、保険業を除き、資本金1000万円以上は全数調査）を対象に年次別調査を開始し、続いて昭和25年には資本金200万円以上の法人を対象に四半期別調査が開始されて、現行の年次別、四半期別の統計体系が確立した。 その後、昭和45年6月に指定統計に指定され、また、昭和48年度からは、四半期報の対象企業を、資本金1000万円以上のものに切り上げている。平成20年度からは、金融業、保険業を調査対象業種に追加して実施している。
調査票の構成	1－法人企業統計調査年次別調査票 2－法人企業統計調査四半期別調査票
公表	インターネット及び印刷物 (年次別調査：下期の最終日の翌日から7か月以内、四半期別調査：四半期の最終日の翌日から3か月以内)
備考	今回の主な承認内容は、調査計画に引用している法律の名称等が改正されたことに伴い、当該部分の記載振りを変更するもの
調査票－1	法人企業統計調査年次別調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社
客体数／母集団数	約40,100社／約291万社
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	法人企業統計調査による法人名簿、その他財務省の資料
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	上期（4月～9月）、下期（10月～翌年3月）
調査組織	財務省一財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局一報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	上期調査：提出期限は、毎年1月10日、下期調査：提出期限は、毎年7月10日
調査事項	1. 法人の名称及び法人に関する一般的事項、2. 業種別売上高（銀行業、生命保険業及び損害保険業については経常収益、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、その他の金融商品取引業、商品先物取引業及びその他の保険業については業種別営業収益、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）については営業収益とする。）、3. 資産、負債及び純資産に関する事項、4. 損益に関する事項、5. 剰余金の配当に関する事項、6. 減価償却費に関する事項、7. 費用に関する事項、8. 役員、従業員に関する事項、9. 店舗数（銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、生命保険業、損害保険業及びその他の保険業に限る。)

調査票 - 2	法人企業統計調査四半期別調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社
客体数／母集団数	約33,100社／約960,000社
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	法人企業統計調査による法人名簿、その他財務省の資料
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	第1四半期：（4月～6月）、第2四半期（7月～9月）、第3四半期（10月～12月）、第4四半期（翌年1月～3月）
調査組織	財務省一財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局一報告者
調査周期	四半期
実施期間又は提出期限	第1四半期調査：提出期限は、毎年8月10日、第2四半期調査：提出期限は、毎年11月10日、第3四半期調査：提出期限は、毎年2月10日、第4四半期調査：提出期限は、毎年5月10日
調査事項	1. 法人の名称及び法人に関する一般的事項、2. 業種別売上高、3. 資産、負債及び純資産に関する事項、4. 固定資産の増減に関する事項、5. 投資その他の資産の内訳に関する事項（銀行業、生命保険業及び損害保険業を除く。）6. 最近決算期における減価償却費、7. 損益に関する事項、8. 人件費に関する事項

【調査名】	科学技術研究調査
承認年月日	令和2年1月20日
実施機関	総務省統計局統計調査部経済統計課
目的	本調査は、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、研究機関基本統計調査（指定統計第 61 号を作成するための指定統計調査）として、昭和 28 年 8 月に開始され、昭和 35 年 3 月、名称を科学技術研究調査に改めた。</p> <p>その後の改正点は、以下のとおりである。</p> <p>《昭和 35 年》①営利法人について、従来の研究機関単位の調査を改めて企業を単位とするとともに、特定産業を除く資本金 100 万円以上の全会社を母集団とする標本調査とした。②研究者について、専門別研究者数を調査項目に加えた。③各研究主体について、外部へ支出した研究費及び支出先を調査項目に加えた。④「主な研究分野」「研究従事者の給与」の調査項目を除いた。</p> <p>《昭和 40 年》会社等、研究機関について、性格別研究費を調査項目に加えた。</p> <p>《昭和 45 年》会社等について、製品分野及び特定目的別研究費を調査項目に加えた。</p> <p>《昭和 46 年》会社等について、営業利益高を、研究機関について特定目的別研究費を調査項目に加えた。</p> <p>《昭和 47 年》会社等について、技術交流に関する調査項目を加えた。</p> <p>《昭和 48 年》会社等について、技術交流の国別に関する調査項目を加えた。</p> <p>《昭和 49 年》①研究関係従事者及び専門別研究者について女性の区分を加えた。②大学等について性格別及び特定目的別研究費の調査項目を加えた。</p> <p>《昭和 51 年》会社等について、特定産業を除く資本金を 300 万円以上の会社を母集団とする標本調査に改めた。</p> <p>《昭和 52 年》承認統計として、新たにエネルギー研究調査を実施した。これに伴い、「特定目的別研究費」の「原子力開発」を本調査から分離した。</p> <p>《昭和 53 年》会社等、研究機関及び大学等の「外部から受け入れた研究費」の中に「特殊法人から」受け入れた研究費を、「外部へ支出した研究費」の中に「特殊法人へ」支出した研究費を調査項目として加えた。</p> <p>《昭和 55 年》会社等について、特定産業を除く資本金を 500 万円以上の会社を母集団とする標本調査に改めた。</p> <p>《昭和 57 年》承認統計として、新たにライフサイエンス研究調査を実施した。</p> <p>《昭和 60 年》日本標準産業分類の改訂に伴い、調査対象について大分類の名称変更等を行った。</p> <p>《平成 7 年》会社等について、特定産業を除く資本金 1000 万円未満の会社を対象外とした。</p> <p>《平成 8 年》エネルギー研究調査及びライフサイエンス研究調査の調査客対数を削減した。</p> <p>《平成 9 年》会社等について、ソフトウェア業を調査対象に加えた。</p> <p>《平成 11 年》附帯調査として実施してきた「エネルギー研究調査」及び「ライフサイエンス研究調査」を平成 11 年調査から中止することに伴い、「特定目的別研究費」の内訳として「ライフサイエンス」、「エネルギー」及び「エネルギー（うち原子力）」を追加した。</p> <p>《平成 14 年》調査対象産業の拡大、標本設計の変更、調査事項等の変更を行った。</p> <p>《平成 24 年》標本設計の変更及び調査事項の変更を行った。</p> <p>《平成 26 年》調査事項の変更を行った。</p> <p>《平成 29 年》調査事項及び集計事項の変更を行った。</p>
調査票の構成	1－調査票甲（企業A） 2－調査票甲（企業B） 3－調査票乙（非営利団体・公的機関） 4－調査票丙（大学等）
公表	インターネット及び印刷物（調査実施年の 12 月）
備考	1 今回の承認は、令和 2 年以降の調査についての変更承認 2 主な承認内容は、調査事項の一部追加等

調査票 - 1	調査票甲（企業A）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1億円以上の会社法（平成17年法律第86号。以下この調査において同じ。）に規定する会社 「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、 「卸売業、小売業」のうち中分類「各種商品卸売業」「繊維・衣服等卸売業」「飲食品卸売業」 「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」「機械器具卸売業」「その他の卸売業」、 「金融業、保険業」のうち中分類「銀行業」「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」（細分類「政府関係金融機関」を除く。）「金融商品取引業、商品先物取引業」「補助的金融業等」 「保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」、 「学術研究、専門・技術サービス業」のうち中分類「学術・開発研究機関」「専門サービス業（他に分類されないもの）」「技術サービス業（他に分類されないもの）」、 「サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類「職業紹介・労働者派遣業」「その他の事業サービス業」
客体数／母集団数	約8,000社／約20,000社
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベース及び過去の調査結果から作成した母集団名簿
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎年3月31日現在（ただし、財務関係事項は、調査実施日又はこの直近の決算日から遡る1年間）
調査組織	【配布】総務省－民間事業者－報告者、【取集】報告者－総務省
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 法人番号、4. 企業の現況、5. 従業者総数、6. 資本金、7. 総売上高、8. 国際技術交流の有無、9. 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額、10. 研究実施の有無、11. 研究関係従業者数、12. 採用・転入研究者数、転出研究者数、13. 研究者の専門別内訳、14. 社内で使用した研究費、15. 性格別研究費、16. 製品・サービス分野別研究費、17. 特定目的別研究費、18. 社外から受け入れた研究費、19. 社外へ支出した研究費
調査票 - 2	調査票甲（企業B）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	調査票甲（企業A）と同じ範囲の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1千万円以上1億円未満の会社法に規定する会社
客体数／母集団数	約5,000社／約500,000社
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベース及び過去の調査結果から作成した母集団名簿
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎年3月31日現在（ただし、財務関係事項は、調査実施日又はこの直近の決算日から遡る1年間）
調査組織	【配布】総務省－民間事業者－報告者、【取集】報告者－総務省
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 法人番号、4. 企業の現況、5. 従業者総数、6. 資本金、7. 総売上高、8. 国際技術交流の有無、9. 技術輸出及び技術輸入別相手先企業の国籍名及び金額、10. 研究実施の有無、11. 研究関係従業者数、12. 採用・転入研究者数、転出研究者数、13. 研究者の専門別内訳、14. 社内で使用した研究費、15. 性格別研究費、16. 社外から受け入れた研究費、17. 社外へ支出した研究費

調査票 - 3	調査票乙（非営利団体・公的機関）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	①独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）の別表に掲げる特殊法人及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）のうち科学技術に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的として設置されたもの（特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）により独立行政法人となった法人のうち、独立行政法人となる前に産業連関表において生産活動主体分類が「産業」に分類されており、かつ研究を実施している法人を含む。） ②科学技術に関する試験研究又は調査研究を主たる目的としている法人 ③科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的として設置されている国の機関、地方公共団体の施設
客体数／母集団数	約1,000機関
選定方法	全数
母集団情報	各府省庁及び地方公共団体から得られた新設・廃業等の更新情報を基に作成した名簿
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎年3月31日現在（ただし、財務関係事項は、調査実施日又はこの直近の決算日から遡る1年間）
調査組織	【配布】総務省－民間事業者－報告者、【取集】報告者－総務省
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 法人番号、4. 研究実施の有無、5. 従業者総数、6. 支出総額、7. 主な事業及び研究の内容、8. 支所・分場の名称及び所在地、9. 研究内容の学問別区分、10. 研究関係従業者数、11. 採用・転入研究者数、転出研究者数、12. 研究者の専門別内訳、13. 内部で使用した研究費、14. 性格別研究費、15. 特定目的別研究費、16. 外部から受け入れた研究費、17. 外部へ支出した研究費
調査票 - 4	調査票丙（大学等）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の学部（大学院の研究科を含む。）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学附置研究施設、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づく大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づく独立行政法人国立高等専門学校機構
客体数／母集団数	約4,000学部等
選定方法	全数
母集団情報	文部科学省公表の資料を基に作成した名簿
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎年3月31日現在（ただし、財務関係事項は、調査実施日又はこの直近の決算日から遡る1年間）
調査組織	【配布】総務省－民間事業者－報告者、【取集】報告者－総務省
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年5月16日～7月15日
調査事項	1. 名称、2. 所在地、3. 法人番号、4. 大学等の種類、5. 分校・分場の名称及び所在地、6. 研究内容の学問別区分、7. 従業者数、8. 採用・転入研究者数、転出研究者数、9. 研究本務者の専門別内訳、10. 支出総額、11. 内部で使用した研究費、12. 性格別研究費、13. 特定目的別研究費、14. 外部から受け入れた研究費、15. 外部へ支出した研究費

【調査名】	住宅・土地統計調査
承認年月日	令和2年1月20日
実施機関	総務省統計局統計調査部国勢統計課
目的	我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	本調査は、昭和23年から「住宅統計調査」として開始以降、5年ごとに実施されてきたが、平成10年からは、現住居以外の住宅・土地に関する調査事項を追加し、調査の名称を現在の「住宅・土地統計調査」に変更して実施されている。 平成30年調査については、平成30年北海道胆振東部地震及び平成30年7月豪雨による災害の影響により、北海道の一部の市町（2町）を調査対象から除外するとともに、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町（24市町）の調査票の提出期限を延長して実施。
調査票の構成	1－住宅・土地統計調査 調査票甲 2－住宅・土地統計調査 調査票乙 3－住宅・土地統計調査 建物調査票
公表	インターネット（住宅数概数集計、住宅及び世帯に関する基本集計：調査後1年以内、住宅の構造等に関する集計及び土地集計：調査後2年以内）、印刷物（インターネット公表後に刊行）
備考	1. 今回の承認は、平成30年調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、表章地域区分の追加・削除など、集計事項の一部変更
調査票－1	住宅・土地統計調査 調査票甲
対象範囲（地域）	全国 ただし、平成30年北海道胆振東部地震による災害の影響により、北海道の一部地域（安平町、むかわ町）を除く。
対象範囲（属性）	住宅等及びこれらに居住している世帯とする。 ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住している世帯を除く。 1. 外国政府又は国際機関の公務に従事する者が管理する施設、2. 皇室用財産である施設、3. 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所、4. 自衛隊の営舎その他の施設、5. 在日米軍用施設
客体数／母集団数	約320万世帯／約5300万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	直近の国勢調査調査区
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日午前零時現在
調査組織	総務省－都道府県－市町村－指導員・調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年9月15日～10月23日 ただし、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町（24市町）は災害の影響により、平成30年12月24日までとする。

調査事項	<p>1. 世帯に関する事項 (1) 世帯主又は世帯の代表者の氏名、(2) 種類、(3) 構成、(4) 年間収入</p> <p>2. 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 (1) 従業上の地位、(2) 通勤時間、(3) 子の住んでいる場所、(4) 現住居に入居した時期、(5) 前住居に関する事項</p> <p>3. 住宅に関する事項 (1) 居住室の数及び広さ、(2) 所有関係に関する事項、(3) 家賃又は間代等に関する事項、(4) 床面積、(5) 建築時期、(6) 設備に関する事項、(7) 住宅の建て替え等に関する事項、(8) 増改築及び改修工事に関する事項、(9) 耐震に関する事項</p> <p>4. 現住居の敷地に関する事項 (1) 敷地の所有関係に関する事項、(2) 敷地面積、(3) 取得方法・取得時期等</p> <p>5. 現住居以外の住宅に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 利用に関する事項</p> <p>6. 現住居以外の土地に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 利用に関する事項</p>
調査票 - 2	住宅・土地統計調査 調査票乙
対象範囲 (地域)	全国 ただし、平成30年北海道胆振東部地震による災害の影響により、北海道の一部地域 (安平町、むかわ町) を除く
対象範囲 (属性)	調査票甲に同じ
客体数 / 母集団数	約500,000世帯 / 約5300万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	直近の国勢調査調査区
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・郵送・オンライン
把握時	平成30年10月1日午前零時現在
調査組織	総務省一都道府県一市町村一指導員・調査員 (又は民間事業者) 一報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年9月15日～10月23日 ただし、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町 (24市町) は災害の影響により、平成30年12月24日までとする。
調査事項	<p>1. 世帯に関する事項 (1) 世帯主又は世帯の代表者の氏名、(2) 種類、(3) 構成、(4) 年間収入</p> <p>2. 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 (1) 従業上の地位、(2) 通勤時間、(3) 子の住んでいる場所、(4) 現住居に入居した時期、(5) 前住居に関する事項</p> <p>3. 住宅に関する事項 (1) 居住室の数及び広さ、(2) 所有関係に関する事項、(3) 現住居の名義、(4) 家賃又は間代等に関する事項、(5) 床面積、(6) 建築時期、(7) 設備に関する事項、(8) 住宅の建て替え等に関する事項、(9) 増改築及び改修工事に関する事項、(10) 耐震に関する事項</p> <p>4. 現住居の敷地に関する事項 (1) 敷地の所有関係に関する事項、(2) 所有地の名義、(3) 敷地面積、(4) 取得方法・取得時期等</p> <p>5. 現住居以外の住宅に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 利用に関する事項、(3) 所在地、(4) 建て方、(5) 取得方法、(6) 建築時期、(7) 居住世帯のない期間</p> <p>6. 現住居以外の土地に関する事項 (1) 所有関係に関する事項、(2) 利用に関する事項、(3) 所在地、(4) 面積に関する事項、(5) 取得方法、(6) 取得時期</p>

調査票 - 3	住宅・土地統計調査 建物調査票
対象範囲（地域）	全国 ただし、平成30年北海道胆振東部地震による災害の影響により、北海道の一部地域（安平町、むかわ町）を除く
対象範囲（属性）	調査票甲に同じ
客体数／母集団数	約370万世帯／約5300万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	直近の国勢調査調査区
配布・収集	なし（調査員による聞き取り）
把握時	平成30年10月1日午前零時現在
調査組織	総務省－都道府県－市町村－指導員・調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	平成30年9月15日～10月23日 ただし、北海道、岡山県、広島県及び愛媛県の一部の市町（24市町）は災害の影響により、平成30年12月24日までとする。
調査事項	1. 住宅に関する事項（1）世帯の存しない住宅の種別、（2）種類 2. 建物に関する事項（1）建て方、（2）構造、（3）腐朽・破損の有無、（4）建物全体の階数、（5）敷地に接している道路の幅員、（6）建物内総住宅数、（7）設備に関する事項

【調査名】	石油製品需給動態統計調査
承認年月日	令和2年1月23日
実施機関	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課
目的	本調査は、石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、石油製品の製造業者、輸入業者、販売業者及び消費者を対象に、昭和27年4月から調査が開始された。</p> <p>その後、平成12年にインターネットを活用したオンライン調査が導入された。</p> <p>さらに、平成14年1月分の調査以降、実施部局が経済産業省経済産業政策局調査統計部から同省の資源エネルギー庁に移管されるとともに、調査対象範囲の変更、調査対象数の削減及び調査事項の変更等が行われ、現在に至っている。</p>
調査票の構成	石油製品製造業者・輸入業者月報（その1～4）
公表	インターネット及び印刷物 （速報：調査月の翌月末、確報：調査月の翌々月末、年報：調査年の翌年6月末）
備考	<p>1. 今回の承認は、令和2年4月分以降の調査についての変更承認</p> <p>2. 主な承認内容は、①本社等一括調査方式の導入、②母集団情報の更新に伴う報告者数の変更、③これまでの民間事業者への業務委託の実態を踏まえた調査計画の記載の適正化</p>
調査票	石油製品製造業者・輸入業者月報（その1～4）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>石油製品の製造業者^(注1)、輸入業者^(注2)若しくは特定石油販売業者^(注3)又は原油受入業者^(注4)に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。ただし、国家石油備蓄基地に係る事業所を除く。</p> <p>(注1)「製造業者」とは、石油製品の製造を業とするものをいう。</p> <p>(注2)「輸入業者」とは、製造業者以外の者であって、石油製品の輸入を業とするものをいう。</p> <p>(注3)「特定石油販売業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第2条第7項に定める者をいう。</p> <p>(注4)「原油受入業者」とは、製造業者、輸入業者及び特定石油販売業者以外の者であって、輸入された原油又は国内で生産された原油を直接受け入れることを業とするものをいう。</p>
客体数／母集団数	約270事業所
選定方法	全数
母集団情報	「石油の備蓄の確保等に関する法律」第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所の名簿及び法律第26条から第28条に基づき届出を行った事業所の名簿、業界団体名簿
配布・取集	【配布】郵送 【取集】郵送・オンライン・FAX
把握時	毎月末日現在
調査組織	【配布】経済産業省一報告者（新規）、経済産業省一民間事業者一報告者 【取集】報告者一経済産業省
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査月の翌月12日
調査事項	1. 品目別月間受入量、2. 品目別月間払出量、3. 品目別月末在庫量、4. 国別（ボンド扱い分を含む。）輸入・輸出货量、5. 原油（油種別）の受入量、消費量、出荷量、転送量、月末在庫量

【 調 査 名 】	学校基本調査
承認年月日	令和2年1月30日
実施機関	文部科学省総合教育政策局調査企画課
目的	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
沿革	学校に関する統計資料は、各種報告様式により各学校から報告され、文部省で集計し、文部省年報に掲載、公表していた。しかし、学校制度の発展に伴い学校の内容の複雑化と数の著しい増加とによって、従前の業務報告形式では正確迅速にまとめることが困難となってきたため、昭和23年に調査内容及び調査方法を再検討し、抜本的改善を加え、新たに旧統計法に基づく指定統計調査として「学校基本調査」が開始された。当初の調査は、学校調査、経費及び資産調査、学校施設調査、入学調査、卒業生調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び学齢児童及び学齢生徒調査の7つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業生調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。その後、調査対象、調査の構成、調査事項などが変更されているが、基本的には当初の形式が踏襲されている。また、平成15年度調査からはオンライン調査が導入されている。なお、新統計法の施行に伴い、現在は基幹統計調査として扱われている。
調査票の構成	1－学校調査票 2－学校通信教育調査票 3－不就学学齢児童生徒調査票 4－学校施設調査票 5－学校経費調査票 6－卒業後の状況調査票
公表	インターネット（文部科学省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物：「学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）」（調査実施年度の8月頃）、「学校基本統計（学校基本調査報告書）」（調査実施年度の12月頃）
備考	1. 今回の承認は、令和2年度以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、①報告を求める事項の変更、②集計事項の変更
調査票－1	学校調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	学校
客体数／母集団数	約60,000校
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者（大学・高等専門学校、国立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校、義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校） 文部科学省－都道府県－報告者（公立・私立の高等学校（通信制の課程のみを置く高等学校を除く。）・中等教育学校、都道府県立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校） 文部科学省－市町村－報告者（市町村立・私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称・種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 学部・学科・課程又は学級に関する事項、4. 教員及び職員の数、5. 幼児・児童・生徒又は学生の在籍状況及び出席状況、6. 幼児・児童・生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況

調査票 - 2	学校通信教育調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校
客体数／母集団数	約 250 校
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－都道府県－報告者（通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	都道府県知事が定める期日
調査事項	1. 学校の名称及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 教員及び職員の数、4. 生徒の在籍状況、5. 生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況
調査票 - 3	不就学学齢児童生徒調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市町村の教育委員会
客体数／母集団数	約 1,700 教育委員会
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村教育委員会）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	市町村長が定める期日
調査事項	1. 教育委員会の名称及び所在地、2. 学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、3. 居所不明の学齢児童生徒の数、4. 死亡した学齢児童生徒の数
調査票 - 4	学校施設調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国立の学校、国立高等専門学校、公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校、公立の幼保連携型認定こども園・専修学校・各種学校、私立の学校
客体数／母集団数	約 19,500 校
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者（国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、教育委員会、公立大学法人、私立学校（大学・高等専門学校に係るもの。） 文部科学省－都道府県－報告者（都道府県立の幼保連携型認定こども園・専修学校・各種学校、私立の高等学校・中等教育学校（大学・高等専門学校に係るものを除く。） 文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村立の幼保連携型認定こども園・専修学校・各種学校、私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校（大学・高等専門学校に係るもの、高等学校及び中等教育学校を除く。）

調査周期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年7月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称・種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 土地又は建物の用途別・構造別等の面積、4. 土地又は建物の増減の状況
調査票－5	学校経費調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国立の学校、国立高等専門学校、公立大学法人の設置する大学
客体数／母集団数	約250校
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
把握時	前会計年度間
調査組織	文部科学省－報告者（国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、公立大学法人）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月31日
調査事項	1. 学校の名称・種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 経費に関する事項、4. 収入に関する事項
調査票－6	卒業後の状況調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校
客体数／母集団数	約17,000校
選定方法	全数
母集団情報	前回の学校基本調査における調査実績
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
把握時	前年度間の卒業生（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあつては、前々年度以前の卒業生で上級の学校に入学を志願した者を含む。）について、毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者（大学・高等専門学校、国立の中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校、国立の特別支援学校(中学部又は高等部を置く学校のみ。)) 文部科学省－都道府県－報告者（公立・私立の高等学校・中等教育学校、都道府県立の中学校・義務教育学校、都道府県立の特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。)) 文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村立・私立の中学校・義務教育学校、市町村立・私立の特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。))
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 卒業生の卒業時における所属に関する事項、4. 卒業生の進学・就職等の状況

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲(地域)	調査票の様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は調査票の提出期限	備考
無医地区等無歯科医地区等調査	令和2年1月17日	厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室	全国の無医地区等及び無歯科医地区等の実態及び医療確保体制の実態を調査し、へき地保健医療体制の確立を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	410市町村	全数	オンライン	3年	令和2年1月中旬～3月中旬	「無医地区等調査」及び「無歯科医地区等調査」の変更により、内容を統合し、「無医地区等無歯科医地区等調査」として再編したもの。
連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	令和2年1月23日	財務省主計局給与共済課	国家公務員共済組合連合会を組織する共済組合における組合員及びその被扶養者の医療給付状況の実態を把握し、今後の短期給付事業の健全な運営を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	700組合本部又は支部	全数	オンライン	1年	毎年5月1日～7月末日	
死因究明等の推進に関する取組に係るアンケート調査	令和2年1月24日	総務省行政評価局評価監視官(内閣、総務等担当)室	総務省行政評価局が実施している「死因究明等の推進に関する政策評価」の一環として、都道府県、大学及び医師における死因究明等関連施策(死因究明等推進協議会の開催状況、死因究明等に係る解剖等の実施状況、死因究明等に係る研修の実施状況、公衆衛生に関連した情報の活用など)の実態、これに関連した都道府県、大学及び医師の意見・要望等を明らかにすることを目的とする。	全国	3	47都道府県 81校 7,500人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン FAX	1回限り	令和元年11月～12月 令和2年1月～2月	
地域児童福祉事業等調査	令和2年1月30日	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村などの取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。 認可外保育施設を利用する世帯の実態を把握することにより、認可外保育施設における保育内容・保育環境の改善を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	47都道府県 1,741市区町村 7,000施設 22,000世帯	全数 無作為抽出	郵送 オンライン 職員 (認可外保育施設)	1回限り	令和2年1月下旬～2月下旬	本調査は、①市町村事業票、②認可外保育施設調査票(1基本票、ii詳細票)及び③認可外保育施設利用世帯票の3つの調査票で構成されており、毎年ローテーションで行われている。 今回の承認は、このうち「認可外保育施設利用世帯票」に係るもの 今後も継続的な実施が想定されているが、次回調査以降の調査周期等について検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

2 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
R2.1.9	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	財 務 省 主 計 局 給 与 共 済 課
R2.1.20	非鉄金属海外鉱等受入調査	経 済 産 業 省 資 源 エ ネ ル ギ ー 庁 資 源 ・ 燃 料 部 鉱 物 資 源 課

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	高知県立農業担い手育成センター修了生の就農等状況調査	令和2年1月6日	高知県農業振興部 農業担い手支援課	農業担い手育成センター修了後の就農・農家研修等の状況を把握し、今後の研修内容の改善と就農支援に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域 四万十町	2	50人	全数	職員	毎月	毎月末
	障害者福祉ニーズ調査	令和2年1月8日	新潟県福祉保健部 障がい福祉課	新潟県内に在住する障害者の生活実態や意向等を把握し、現状及び課題を把握することで、当県の障がい者施策の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。	新潟県全域	1	900人	無作為抽出	郵送	不定期	令和2年2月1日～2月29日
	受動喫煙対策に関するアンケート調査	令和2年1月10日	岐阜県健康福祉部 保健医療課	健康増進法の一部が改正され、令和2年4月1日から多数の人が利用する施設は原則屋内禁煙が義務化されることに伴い、各施設における受動喫煙対策の予定を把握し、今後の施策推進のための基礎データとすることを目的とする。	岐阜県全域	1	2,000施設	無作為抽出	郵送 FAX	1回限り	令和2年1月27日～2月28日
	職場における女性の活躍に関するアンケート調査	令和2年1月10日	島根県環境生活部 環境生活総務課男女共同参画室	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に合わせ、令和元年度中に島根県推進計画を策定するにあたり、島根県内の企業における女性活躍の現状を把握するためのアンケート調査を実施し、結果を県推進計画の施策等に反映する基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	2	3,000人	有意抽出	郵送	1回限り	令和2年1月上旬～1月下旬
	北九州市墓地に関する市民意識調査	令和2年1月14日	北九州市保健福祉局 保健衛生部保健衛生課	墓地・納骨堂に対する市民のニーズや意識及び墓地・納骨堂の供給状況を把握し、今後の墓地の適正供給の検討のための基礎資料とすることを目的とする。	北九州市全域	2	3,000人 600法人	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	令和2年2月1日～3月31日
	賃上げ・一時金調査	令和2年1月16日	大阪府総合労働事務所 地域労政課	労使の賃上げ・一時金の交渉結果を把握し、中小労働組合や未組織労働者等の賃金交渉の参考資料として提供するとともに、労働施策の参考にするための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	1,700組合	有意抽出	職員 電話	年10回	春期賃上げ(3月～5月)、夏季一時金(6月～7月)、年末一時金(10月～12月)のそれぞれの期間
	福岡都市圏における佐賀県ブランドイメージ等調査	令和2年1月17日	佐賀県政策部 広報広聴課	福岡都市圏における佐賀県ブランドイメージ等について把握し、今後の福岡都市圏における戦略的な佐賀県の広報展開を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市 古賀市 宇美町 篠栗町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 宗像市 福津市 糸島市	1	11,000人	無作為抽出	オンライン	毎年	毎年2月中旬～2月下旬
	高知家エコスイッチキャンペーン調査	令和2年1月20日	高知県林業振興・環境部 新エネルギー推進課	高知県内における次世代自動車及び省エネ家電の普及に向けた事業(高知家エコスイッチキャンペーン)において、それらの販売割合を把握し、事業の評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	62事業者	全数	郵送 FAX	1回限り	令和2年2月中旬～3月上旬
	高知県内水面漁業漁獲統計調査	令和2年1月20日	高知県水産振興部 漁業振興課	高知県における内水面漁業の魚種別漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とすることを目的とする。	高知県全域	1	20組合	全数	郵送 FAX	1年	毎年2月末～3月末

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	第3次熊本市環境総合計画に関する市民アンケート調査	令和2年1月20日	熊本市環境局環境推進部環境政策課総務企画班	第3次熊本市環境総合計画について、熊本市民の日頃の環境保全行動・活動の取組状況や、それに対するニーズ、熊本市の環境目標の認知度や重点協働プロジェクトの進捗状況等を把握し、新たに実施する施策の方向性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	熊本市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和2年2月上旬～2月下旬
	大阪府「特定産業14分野に属する府内事業者」における外国人雇用に係るアンケート	令和2年1月21日	大阪府政策企画部企画室政策課政策グループ	大阪府内の事業者の外国人労働者の雇用実態や今後の受入れ希望などについて把握し、必要となる対応策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	1,564事業者	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年10月7日～10月28日
	スポーツ実態調査	令和2年1月22日	岐阜県知事部局清流の国推進部地域スポーツ課	岐阜県全域のスポーツに関する県民意識を把握するとともに、「清流の国ぎふスポーツ推進計画」に体する県民の関心、満足度などを調査し、次期計画策定の基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	5年	令和2年2月3日～2月28日
	保健所が行う病院における受動喫煙防止対策及び禁煙サポートに関する調査	令和2年1月22日	大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課	大阪府内の病院における受動喫煙防止対策及び禁煙サポートの状況を把握し、その後の対応の基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	520病院	全数	職員 (保健所)	1年	令和元年6月12日～令和2年2月14日
	大阪市外国人住民アンケート	令和2年1月22日	大阪府政策企画部企画室政策課	近年、増加している外国籍住民や、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律による、外国籍住民の更なる増加に対応した受入環境の整備に向けて、必要となる対応策を検討するため、外国籍住民の生活環境についての実態や課題を把握する。	大阪市全域	1	4,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年10月15日～11月4日
	高知県中央東福祉保健所管内受動喫煙防止対策実施状況調査	令和2年1月24日	高知県健康政策部中央東福祉保健所	平成30年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律について、令和元年7月1日に施行された、第1種施設に義務化された原則敷地内禁煙の実施状況を個別に把握し、高知県中央東福祉保健所が行う行政指導及び中央東地区健康づくり推進協議会の構成団体の協力を得て、当該法令の遵守に係る指導徹底を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	南国市 香南市 香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1	550施設	全数	郵送 FAX	1回限り	令和2年1月末～3月末
	中学校等卒業者の進路状況調査	令和2年1月27日	埼玉県教育委員会教育局教育総務部教育政策課	埼玉県内の中学校等卒業者の進路状況を調査し、教育行政及び進路指導上の基礎資料を得ることを目的とする。	埼玉県全域	1	487校	全数	オンライン	1年	毎年3月下旬～5月中旬
	新規就農者状況調査	令和2年1月27日	京都府農林水産部経営支援・担い手育成課	京都府内の新規就農者の実態を把握し、今後の新規就農対策の検討に資することを目的とする。	京都府全域	1	60人	全数	郵送	1年	毎年3月上旬～4月下旬
	普段の生活に関するアンケート	令和2年1月31日	新潟県福祉保健部健康対策課	新潟県民の身体活動・運動に関する意識や実施状況等及び健康観や健康に関する不安やその有無等を把握し、県民運動の推進のための基礎資料とすることを目的とする。	新潟県全域	1	500人	無作為抽出	オンライン	1年	毎年2月21日～2月25日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	県民経済計算基礎調査	令和2年1月6日	新潟県総務管理部 統計課	新潟県の経済の規模や成長率、県内の産業構造などを把握し、地域経済の総合指標としてまとめる新潟県県民経済計算、新潟県市町村民経済計算及び新潟県市市民経済計算の推計に使用するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	7	165団体	有意抽出	郵送	1年	毎年1月下旬～3月上旬
	青少年の携帯電話等使用に関する保護者アンケート調査	令和2年1月6日	奈良県くらし創造部 青少年・社会活動推進課	改正「奈良県青少年の健全育成に関する条例」の平成25年10月施行に伴い、奈良県内青少年の携帯電話等使用の実態を把握し、奈良県が推進するフィルタリング普及対策の基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	1,500人	有意抽出	学校	1年	毎年12月中旬～1月上旬
	市民アンケート	令和2年1月6日	北九州市総務局行政 経営部行政経営課	北九州市は、基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランを着実に推進するため、行政評価を導入し、PDCAサイクルによる事業管理を行っている。行政評価においては、施策や事業の成果指標を設定する際、市民の認知度や行動など、アンケートによらなければ成果の検証が困難な事業もあるため、当該調査を行いその基礎資料とすることを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月初旬～2月下旬
	みえ県民意識調査	令和2年1月8日	三重県戦略企画部 企画課	平成24年度からのおおむね10年先を見据えた戦略計画「みえ県民ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一の三重』」を基本理念として掲げ、新しい三重づくりに取り組んでおり、県政運営の参考とするため、三重県民の幸福実感等を把握する事を目的とする。	三重県全域	1	10,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1年	毎年1月下旬～2月中旬
	川崎市産業廃棄物実態調査	令和2年1月14日	川崎市環境局生活 環境部廃棄物指導課	川崎市内の産業廃棄物の発生及び処理状況を調査し、その実態を把握することにより、川崎市産業廃棄物処理指導計画の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。	川崎市全域 (ただし、建設業については 神奈川県及び東京都域を含む)	5	3,600事業所	全数 無作為抽出	郵送	5年	令和2年5月7日～6月10日
	千葉県NPO法人実態調査	令和2年1月15日	千葉県環境生活部 県民生活・文化課	市民活動団体における組織運営や財政状況等の現状及び活動上の課題などを調査し、千葉県の市民活動団体に対する施策を推進していくための基礎資料とすることを目的とする。	千葉県全域	1	2,000団体	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年1月下旬～2月下旬
	神戸市内景況・雇用動向調査	令和2年1月16日	神戸市経済観光局 経済政策課	具体的施策や事業について意見を求めるほか、市民生活に関する意識を神戸市の事業や施策を実施していく上での参考とすることを目的とする。	神戸市全域	1	2,000社	有意抽出	郵送	半年	上期:1月下旬～2月下旬 下期:7月中旬～8月下旬
	地域医療に関する県民意識調査	令和2年1月18日	三重県医療保健部 地域医療推進課	三重県が策定した「みえ県民ビジョン第二次行動計画」における施策の一つとして「地域医療提供体制の確保」を掲げており、当該施策の目標項目として「地域医療安心度指数」を設定し、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度を把握し、評価することとしており、当該目標項目の現状を把握することを目的とする。	三重県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月初旬～3月中旬
	栃木県在宅医療実態調査	令和2年1月23日	栃木県保健福祉部 医療政策課	栃木県保健医療計画の評価・中間見直し及び地域包括ケアシステムの構築促進に向けて、栃木県における在宅医療の実施状況や関係機関の連携状況等を把握することを目的とする。	栃木県全域	4	3,613施設	全数	郵送	3年	令和元年12月20日～ 令和2年1月31日
	参議院議員通常選挙等の投票行動等に関する意識調査 (変更前:参議院議員通常選挙の投票行動等に関する意識調査)	令和2年1月23日	埼玉県企画財政部 市町村課	第25回参議院議員通常選挙、埼玉県知事選挙及び参議院埼玉県選出議員補欠選挙における県民の投票行動と政治意識等の実態及び選挙啓発事業に対する認知度等を把握し、各種選挙において低位にある本県の投票率向上させる施策を立案するための基礎資料とすることを目的とする。	埼玉県全域	1	2,000人	無作為抽出	調査員	3年	令和2年1月17日～1月31日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	経済要求・妥結状況調査	令和2年1月24日	東京都産業労働局 雇用就業部労働環境課	東京都内の民間労働組合を対象に、賃上げ及び一時金交渉経過について要求・回答・妥結の各状況を把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供することを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	2	1,120組合	有意抽出	郵送 電話	1年	毎年2月下旬～12月中旬 毎年2月下旬～5月末日
	中小企業景況調査	令和2年1月24日	愛知県経済産業局 産業政策課	愛知県内の中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域	4	2,000社	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	四半期	5月末日、8月末日、11月末日及び2月末日のそれぞれ3日前頃から10日間
	北九州市雇用動向調査	令和2年1月30日	北九州市産業経済局 総務政策部雇用政策課	北九州市内の事業所の雇用動向(従業員の推移、採用状況等)を調査・分析し、今後の雇用対策を行うにあたっての基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月下旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。